

【医療法人郡山病院からのお知らせ】

【 1. 施設基準等について 】

当院は、厚生労働省の定める基準に基づき、以下の施設基準を届け出ています。

・基本診療料の施設基準

当医院では1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5名以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の看護要員（看護師及び准看護師及び看護補助者）配置は次の通りです。

9時00分～17時00分迄 看護要員 1人当たりの受持人数は6人以内です。

17時00分～朝9時00分迄 看護要員 1人当たりの受持人数は41人以内です。

・入院基本料に係る施設基準

・療養病棟入院基本料

・療養病棟療養環境加算 1

・入院時食事療養（Ⅰ）

・入院時生活療養（Ⅰ）

・ニコチン依存症管理料

・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）

※施設基準の詳細は受付またはホームページでご確認いただけます。

【 2. 入院時食事療養費について 】

入院中の食事代（食材料費・調理費）は、保険制度に基づき「1食につき定められた標準負担額」をお支払いいただきます。

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）
一般（下記いずれにも該当しない者）	一般（下記いずれにも該当しない者）	510円
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内 240円
		過去1年間の入院期間が90日超 190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円
低所得者Ⅱに該当しない	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない	300円

※詳しくは受付または病棟スタッフへお尋ねください。

【 3. 保険外併用療養費について 】

次のような場合、保険診療と併せて「保険外併用療養費」が必要となることがあります。

・先進医療を受けた場合

・患者様の希望により選定された治療・サービスを利用する場合

※費用が発生するものについては事前に説明いたします。

【 4. 保険外負担について 】

保険診療とは別に、次の項目は自費（保険外負担）となります。

・文書料（診断書・証明書・健康診断書・）

・予防接種

・衛生材料費、日常用品 など

※金額の詳細は受付へお問い合わせください。

【 5. 明細書の発行について 】

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料 で発行しております。すべての患者さんへの明細書の発行については、自動精算機において、ご自分で発行の有無が選択できます。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、明細書を無料で発行しております。発行を希望 される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。 なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で 会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。